

## 秋田市新屋ガラス工房駐車場除排雪業務委託仕様書

秋田市新屋ガラス工房駐車場の除排雪業務の委託に当たっては、以下に基づいて行うものとする。

### 1 作業実施場所

秋田市新屋表町5番2号 秋田市新屋ガラス工房駐車場

※別紙「秋田市新屋ガラス工房駐車場除排雪要領図」を参照

### 2 基本事項

- (1) 作業員は、道路交通法、建設業法施行令に規定された有資格者に限る。
- (2) 熟練した作業員を配置し、作業員の経歴書を秋田市に提出すること。

### 3 委託期間

委託期間は、契約締結日の翌日から令和2年3月31日までとする。

### 4 業務内容

- (1) 新雪の除雪は、新積雪深がおおむね10cm以上になった場合又はなると予想される場合に秋田市の指示により速やかに実施すること。
- (2) 業務遂行時、圧雪層（降り積もった雪が、通行する車両の重量等で繰り返し圧縮された密度の高い雪の層）がある場合は、それを完全に除去し、通路および駐車場内を除排雪すること。
- (3) 除排雪業務は、次のように実施すること。
  - ア 除雪は、除雪ローダ（容量0.9～1.0m<sup>3</sup>）を使用すること。
  - イ 排雪は、ダンプトラック（4t又は10t）を使用するものとし、その単価は、秋田市の令和元年度道路除排雪単価表によるものとする。
  - ウ 業務の実施に際しては、原則として現場代理人（助手は不要）を派遣し、その代理人の下に行うこと。
  - エ 業務中の交通等安全確保に十分留意し、必要な標識の設置および円滑な通行誘導を行うこと。

### 5 実施時間

原則として、午前6時から午前8時までに実施すること。

### 6 その他

- (1) 除排雪中に構内構造物を破損した場合は、受託者の責任において原状復帰すること。
- (2) 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うこと。